

岐阜県厚生農業協同組合連合会奨学資金規程

(目 的)

第1条 この規程は、優秀な看護職員等を養成確保するために、これに要する学資を奨学資金として支給することについて必要な事項を定める。

(受給資格)

第2条 奨学資金の支給を受けることができる者は、つぎに掲げる条件を具備するものとする。

- (1) 第3条に規定する学校に在学する学生、または病院長が特に必要と認めた卒業者であること
- (2) 勤務成績並びに学業が優秀であって身体が健康であること
- (3) 学生にあつては学校卒業後、また既に卒業している者にあつては受給決定後直ちに本会の病院等に勤務する意志を有する者
- (4) 認定看護師及び専門看護師、診療情報管理士の資格を取得するため、長期の研修を受講する者
- (5) その他特に病院長が必要と認めた者

(支給金額)

第3条 奨学資金の額は、つぎのとおりとする。

- (1) 本会看護専門学校並びに保健師、助産師、看護師を養成する学校の在学者または卒業者
1人1ヵ月 30,000円以内
- (2) 前条第4項に該当する者
入学金、授業料、受講料、教材料相当額
- (3) 病院長が特に必要と認めた場合は、必要最小限の加給をすることができる。

(支給期間)

第4条 奨学資金の支給期間は、原則として養成施設等が定める最短の養成(受講)期間以内とする。

(支給申請)

第5条 奨学資金の支給を受けようとする者は、つぎの書類を、病院長に提出しなければならない。

- (1) 奨学資金支給申請書(様式第1)
- (2) 履歴書及び身上書(上半身の写真添付)
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 誓約書(様式第2)
- (6) 在学証明書(入学を証明できるもの、第2条第4項に該当する者にあつては受講を証明できるもの)または卒業証明書

(支給決定及び通知)

第6条 病院長は、前条の申請書を審査(必要により面接を実施する)の上、支給の可否を決定しその旨を本人に通知する。(様式第3)

(変更の届出)

第7条 奨学資金の受給者は、誓約書の記載事項に変更があつたとき、または連帯保証人が死亡し或いは破産の宣告を受ける等、連帯保証人として不適当な事情が生じたときは、すみやかに病院長に届出なければならない。

(支給の取消し及び停止)

第8条 病院長は、奨学資金の受給者が支給を辞退したとき、または支給の目的を達成する見込みがなくなつたと認めるときは、奨学資金の支給を取消す。

2 奨学資金の受給者が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの間、奨学資金の支給を停止する。

この場合において、その停止期間にかかる奨学資金として既に支給しているときは、その奨学資金をその者が復学した日の属する月の翌月以降の奨学資金に充当する。

(償 還)

第9条 奨学資金の受給者が、つぎの各号の1に該当するに至ったときは、原則としてその事実の生じた日の属する月の翌月以内に、受給した奨学資金を償還しなければならない。

ただし、病院長が特に認めた場合は、支給額の全部または一部の償還を免除し、また割賦償還をさせることができる。

- (1) 第8条第1項の規定により奨学資金の支給を取消されたとき
- (2) 学校を退学したとき
- (3) その他これに準ずるとき
- (4) 本会看護専門学校学則によって退学を許可され、または退学を命ぜられたとき
- (5) 卒業後1年以内に資格試験に合格しなかったとき
- (6) 第2条第4項に該当する者にあつては研修終了後2年以内に資格を取得できなかったとき、または、資格取得後5年間を本会の病院等に勤務しなかったとき

ただし、診療情報管理士については、病院長が特に認めた場合は、延長することができる。

(償還の免除)

第10条 奨学資金の受給者が、つぎの各号の1に該当するに至ったときは、奨学資金の償還の債務を免除する。

- (1) 在学中(第2条第4項に該当する者にあつては研修中)に死亡したとき
- (2) 在職中に死亡または業務上に起因する心身の故障のため退職したとき
- (3) 第2条第4項に該当する者以外にあつては卒業後奨学資金の支給を受けた期間を本会の病院等に勤務したとき。ただしその期間内に上記(2)以外の理由で退職したときは、勤務期間を支給相当期間に按分して償還を免除する。
- (4) 第2条第4項に該当する者にあつては資格取得後の勤務期間を按分して償還を免除する。

(延滞利息)

第11条 第9条または第10条の(3)ただし書に該当する者で、第9条に規定する償還期限までに奨学資金を償還しなかったときは、その償還期限の翌日から償還した日までの期間に応じて、償還すべき額につき年利6分の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

附 則

1. この規程は、昭和43年4月1日から実施する。

昭和60年4月1日改正

平成元年8月1日改正

平成 5年1月1日改正

平成 5年7月1日改正

平成 6年4月1日改正

平成 7年4月1日改正

平成10年4月1日改正

平成13年4月1日改正

平成18年6月1日改正

平成21年4月1日改正

平成24年4月1日改正

平成26年9月1日改正

平成29年4月1日改正

2. この規程の改廃は、理事長が定める。